

(資料2)

竹嶋之書付(現代文)

(鳥取藩に対する幕府の問い合わせ 元禄8(1695)年12月24日)

- 一 因幡国・伯耆国に附属している竹島は、いつ頃から両国へ附属していたのか。先祖(池田光仲)が領地として与えられる(1632年)以前からのことであるのか。あるいは、その後からのことであるのか。

(中 略)

- 一 竹島のほかに、両国(因幡・伯耆)に附属する島はあるのか。また、両国の者が、そこで漁獵・採集を行っているのか。

(幕府への鳥取藩の回答 元禄8年12月25日)

- 一 竹島は、因幡・伯耆に附属してはおりません。伯耆国米子町の人、大屋九右衛門、村川市兵衛と申す者が、海を渡って漁をしているのは、松平新太郎(池田光政)が(因幡・伯耆を)領国としていた時(1617～1632年)、御奉書(幕府老中が発行した文書)によってご指示があったと聞いております。それ以前に渡海していたこともあるように聞いておりますが、そのことについては知りません。

(中 略)

- 一 竹島、松島、その他、両国(因幡・伯耆)に附属する島はありません。

《この間、幕府から鳥取藩に対し、「松島」に関する問い合わせがあったと考えられる》

(鳥取藩が幕府へ提出した「松島」に関する覚書 元禄9(1696)年1月25日)

- 一 伯耆国米子より出雲国雲津(現、松江市美保関町)まで、道程は約10里。
- 一 出雲国雲津より隠岐国焼火山(現、西ノ島町)まで、道程は約23里。
- 一 隠岐国焼火山より同国福浦(現、隠岐の島町)まで、約7里。
- 一 福浦より松島へ、80里。
- 一 松島より竹島へ、40里。

別紙

- 一 松島へ伯耆国より、海路約120里あります。
- 一 松島より朝鮮へは、約80～90里もあるよう聞いております。
- 一 松島は、何れかの国に附属する島ではないと聞いております。
- 一 松島へ獵に行っているというのは、竹島へ渡海する時の道筋であるため、立ち寄って獵を行っています。他領(松江藩、浜田藩など)から獵に行っているということは聞いておりません。但し、出雲国、隠岐国の者は、米子の者と同じ船で行っています。

※ () は、文意をわかりやすくするため、補った。